

発刊にあたって

今年は「子どもの権利条約」の国連採択から30年、日本の批准から25年の節目の年です。

国連子どもの権利委員会は、本年2月に示した、日本政府の統合定期報告書に対する総括所見で、これまでに引き続き「子どもの権利に関する包括的な法律や保護政策の策定」を勧告しました。また、「アイヌ民族を含む民族的マイノリティ、被差別部落出身者の子ども、外国につながる子ども、障害のある子ども、性的マイノリティの子どもなどへの差別の減少・防止のための人権教育の強化」、「統合された学校におけるインクルーシブ教育を進展させかつ実施すること」も勧告しています。

そして「過度に競争的システムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置を強化すること」と、競争主義的な教育が継続・強化されている実態をふまえ、度重なる見直し勧告を行っています。

日本国内には貧困やいじめ、虐待等によって子どもたちの生存権や教育を受ける権利が侵害されている現実もあります。子どもたちが安心して育ち、学ぶための居場所づくりが不可欠です。

本年6月には、18年実施のOECDによる「国際教員指導環境調査(TALIS)」結果が公表されました。それによると、「批判的に考える必要がある課題を与える」が参加国平均61.0%であったのに対し、日本では中学校で12.6%、小学校で11.6%、また「明らかな解決法が存在しない課題を提示する」は参加国平均37.5%に対して日本の中学校16.1%、小学校15.2%という結果でした。あわせて中学校教員の週当たりの仕事時間を見ても、13年調査より約2時間増え、初めて参加した小学校教員とともに、参加国中最長です。

18年度の幼稚園教育要領から順次実施される新学習指導要領では、全校種に渡って「主体的・対話的で深い学び」が掲げられています。子どもの主体的な学びを保障するためには、子ども・地域の実態に即したカリキュラムの創造が求められるとともに、教職員がゆとりをもって教育に携われる労働条件の改善が急がれます。

私たちはこれからも、平和、いのちや人権が大切にされ、子どもたちのゆたかな学びが保障される社会を守っていかなければなりません。

そのような情勢の中、第10集となる日教組「政策制度 要求と提言」(2019～2020年度版)を発刊しました。広く社会的対話の手段として活用されるよう、日教組は今後も憲法・子どもの権利条約の理念のもと、保護者・地域住民・働く仲間など広範な人々と教育課題の解決にむけて歩みをすすめていきます。

2019年8月

日教組「政策制度要求と提言」作成委員会